

医療法人 仁正会  
指定通所介護事業・日常生活支援総合事業第1号通所事業  
「鎌田病院デイサービスセンター」運営規程

## 第1章 総 則

(事業の目的)

第 1 条 医療法人 仁正会（以下、「本会」という。）が開設する指定通所介護事業所・日常生活支援総合事業第1号通所事業所「鎌田病院デイサービスセンター」（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定め、指定通所介護サービス及び日常生活支援総合事業第1号通所サービスを希望する高齢者等（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護サービス及び日常生活支援総合事業第1号通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、介護保険制度の趣旨に沿った指定通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業を適切、かつ、迅速に提供し、必要な支援を行う。

- 2 指定通所介護事業・日常生活支援総合事業第1号通所事業を行うに当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するように配慮しつつ、医療サービス提供機関との連携にも十分配慮する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村等の行政機関、地域保健・医療・福祉サービス機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称 鎌田病院デイサービスセンター

二 所在地 福岡県嘉麻市中益 420-1

(営業日及び営業時間)

第 4 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- |            |  |
|------------|--|
| 一 営業日      | 毎週月曜日から土曜日までの毎日とする。ただし、お盆（8月13日～15日）、年始年末（12月31日～1月3日）は休業する。 |
| 二 営業時間     | 8時15分から17時00分まで  |
| 三 サービス提供時間 | 9時50分から16時まで   |

(通常の事業の実施地域)

第 5 条 通常の事業の実施地域は、嘉麻市、桂川町、飯塚市の区域とする。

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は45名とする。

(定員の遵守)

第 7 条 事業所は、利用定員を超えて利用させてはならないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(従業員の職種及び員数)

第 8 条 事業所に、次の職員を置くものとする。

- |           |      |
|-----------|------|
| (1) 管理者   | 1名   |
| (2) 生活相談員 | 1名以上 |
| (3) 看護職員  | 1名以上 |
| (4) 介護職員  | 7名以上 |

(5) 機能訓練指導員 1名以上

2 前項に定めるもののほか、必要に応じその他の職員を置く。

(職務の内容)

第 9 条 前項に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者

理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括すること。通所介護計画書の作成及び説明交付、従業者の管理、利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。

(2) 生活相談員

利用者の生活相談、指導に関するここと。

(3) 看護職員

医師の指示による利用者の看護、利用者の心身の状況を的確に把握し、疾病、保健衛生等看護に関することを行うこと。

(4) 介護職員

利用者の日常生活の介護に関するここと。

(5) 機能訓練指導員

利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するために訓練を行うこと。

介護給付は個別機能訓練加算Ⅱ算定 にて少人数グループでの対応・第1号通所サービスは運動器機能向上加算にて利用者の意思による選択訓練の実施

(勤務体制の確保等)

第 10 条 事業所は、利用者に対し、適切な指定通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業を提供することができるよう職員の勤務の体制を定めるものとする。

2 事業所は、当該事業所によって指定通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業を提

供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

- 3 事業所は、職員に対し、その資質の向上のために研修の機会を確保するものとする。

## 第3章 利用

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 11 条 事業者は、指定通所介護・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の提供に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第 12 条 事業所は、指定通所介護・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業を提供するように努めるものとする。

(利 用)

第 13 条 事業所は、正当な理由なく、指定通所介護・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の提供を拒んではならないものとする。

- 2 事業所は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便

宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護保険施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 14 条 事業所は、利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

## 第4章 サービスの内容

(通所介護計画及び介護予防サービス計画の作成)

第 15 条 管理者は、通所介護計画及び介護予防サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者については、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 2 管理者は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業の目標及びその達成時期、指定通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業の内容、指定通所介護・日常生活支援総合事業第1号事業通所事業を提供する上で留意すべき事項等を記載した通所介護計画及び介護予防サービス計画の原案を作成するものとする。
- 3 管理者は、通所介護計画及び介護予防サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得るものとする。
- 4 管理者は、通所介護計画及び介護予防サービス計画の作成後においても、その実施状況の把握を継続的に行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて通所介護計画及び介護予防サービス計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規程は、前項に規定する通所介護計画及び介護予防サービス計画の変更について準用する。

(指定通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業の取扱方針)

第16条 事業所は、利用者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

2 指定通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供は、通所介護計画及び介護予防サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

3 事業所の職員は、指定通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

4 事業所は、指定通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

5 事業所は、自らその提供する指定通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

6 事業所の職員は、計画的に職員研修の開催、外部研修への参加にて、サービスの質の向上・介護技術の向上を図るものとする。

7 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、適切に実施するために担当者を定めるものとする。

(介 護)

第17条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者的心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の健康状態を把握したうえで、適切な方法により、利用者を入浴させるものとする。
- 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、適切に取り替えるものとする。
- 5 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 6 事業所は、利用者に対し、その負担により、事業所の職員以外のものによる介護を受けさせてはならない。
- 7 事業所は、居宅サービス計画書にて入浴介助依頼のある利用者に対し、その利用者の有する能力・機能に応じ必要な援助を行うものとする。

(食事の提供)

第 18 条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。食事の時間は昼 12 時とする。

- 2 食事の提供は、利用者の自立の援助に配慮して行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第 19 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 20 条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その

者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

#### (健康管理)

第 21 条 事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

#### (衛生管理等)

第 22 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置・委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに適切に実施するために担当者を定めるものとする。

3 事業所は、感染症発生時において、通所介護サービス事業の提供を継続的に実施するための及び、発生時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じるものとする。

## 第5章 利用料その他の費用

#### (利用料等の受領)

第 23 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定通所・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業を提供した際には、利用者から別表 1 に掲げる利用料の一部の支払を受けるものとする。

ただし、利用者が利用料の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、前項に定めるもののほか、別表2に掲げる食事の提供に要する費用及びその他費用の支払を受けることができる。
- 3 事業所は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第24条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定通所介護・日常生活支援総合事業第1号通所事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

## 第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第25条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指導に従い、利用者相互の友愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るように努めること。
- (2) 事業所の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (3) 建物、備品及び貸与物品は大切に取り扱うよう努めること。
- (4) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災予防に協力すること。
  - ア 喫煙は事業所敷地内禁止する。

- イ 発火の恐れのある物品は、事業所内に持ち込まないこと。
- ウ 火災予防上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(身上変更の届出)

第 26 条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

## 第7章 緊急時・非常災害対策

(非常災害対策)

第27条 事業所は、非常防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。非常災害発生時において、通所介護事業のサービスの提供を継続的に実施するための及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じるものとする。

## 第8章 その他運営に関する重要事項

(掲示)

第 28 条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第 29 条 事業所の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第 30 条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者証に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその職員から、事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受しないものとする。

(苦情処理)

第 31 条 事業所は、その提供した指定通所介護・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情処理解決責任者、苦情処理受付担当者を置くものとする。

2 事業者は、その提供した指定通所介護・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、その提供した指定通所介護・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業に関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第 32 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 33 条 事業所は、利用者に対する指定通所介護・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定通所介護・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 34 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定通所介護・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第 35 条 事業所は、職員、設備、会計又は利用者に対する指定通所介護・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の提供に関する記録を整備し、保存しておくものとする。

- (1) 管理に関する記録
  - ア 事業日誌
  - イ 沿革に関する日誌
  - ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
  - エ 定款及び運営に必要な諸規定
  - オ 重要な会議に関する記録
  - カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表

キ 関係官署に対する報告書等の文書綴

(2) 利用者に関する記録

ア 利用者台帳

イ 通所介護計画書・介護予防サービス計画書

ウ 処遇日誌

エ 献立その他給食に関する記録

オ 利用者の健康管理に関する記録

カ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録

(3) 会計に関する記録

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 36 条 事業所は、虐待発生の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する事を目的として、虐待防止委員会を設置する。構成員は、管理者を中心 に看護師・介護職員から構成する。

- 2 虐待事案が発生した場合は、委員会開催し、利用者の保護を優先に検討し、該当利用者の保険者・担当介護支援事業所・必要に応じ警察へ通報するものとする。
- 3 事業所は、虐待に関する研修を従業者に対し年間研修計画に基づき行うものとする。

(ハラスメント防止のための外に関する事項)

第 37 条 事業所は、あらゆるハラスメントの発生の防止・早期発見に加えハラスメント防止のため 対策を検討する事を目的として、相談窓口の設置・検討委員会開催・ハラスメント防止の研修の実施 や職場環境の整備に努める。

- 2 事業所は、利用者・利用者の家族からのハラスメントに対しては、事実確認の上、検討委員会で 十分検討し、再発防止を説明し改善を求める。改善が無い場合は、利用の停止を求めるものとする。

(身体拘束等の適正化のための措置に関する事項)

第 38 条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をその他利用者の行動を制限する行為を行わない

2 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、必要な事項を記録し必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、身体拘束適正化委員会を設置し、検討員会開催・研修の実施し身体拘束ゼロに努める。

(補 則)

第 39 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は平成 20 年 5 月 1 日より施行する。

この規定は令和元年 10 月 1 日より施行する。

この規定は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は令和 5 年 5 月 1 日より施行する。

この規定は令和 5 年 10 月 1 日より施行する。

この規定は令和 6 年 3 月 1 日より施行する。